

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名 | 令和6年度高松市障害者施策推進懇談会（第1回） |
| 開催日時 | 令和6年7月18日（木）午後1時30分～15時10分 |
| 開催場所 | 高松市役所3階32会議室 |
| 議 題 | (1) 高松市障害者施策推進懇談会会長の選任等について (2) たかまつ障がい者プラン（令和3～5年度）の実績報告について (3) その他 |
| 公開の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 上記理由 | |
| 出席委員 | 伊瀬委員 今橋委員 大島委員 坂井委員 佐々木委員 島村委員 武委員 武田委員 野村委員 樋口委員 森委員 山本委員 湯浅委員 |
| 傍 聴 者 | 1 人 (定員 3 人) |
| 担当課及び 連絡先 | 障がい福祉課 管理係 (087) 839-2333 |

会議の経過及び結果

次のとおり会議を開会し、議題について協議した。

1 開 会

- ・健康福祉局長挨拶
- ・全委員の紹介

事務局により議事進行

2 議 題

議題(1) 高松市障害者施策推進懇談会会長の選任等について

- ・今橋委員より新会長に坂井委員を推薦→満場一致で承認
- ・新会長挨拶

坂井会長が議長となり、議事進行

- ・高松市障害者施策推進懇談会会長職務代理の選任について
- ・坂井会長により伊藤委員を会長職務代理に指名

会議の経過及び結果

議題(2) たかまつ障がい者プラン(令和3年度～5年度)の実績報告について

- ・資料1に沿って事務局から説明
- ・質疑応答

【質疑応答・意見等内容要旨】

- (A委員) A型の事業所が全国的に少なくなっている件について、市では何か対策は考えているのか。資料1-4の就労移行支援A型は、今期は増えているが、今後大きくは増えていかないと思うので、確認したい。
- (B委員) 進捗率としてはAだが、もっと増えてほしいということか。
- (A委員) B型がA型の6倍ぐらいとなっているが、A型の方が多くないとおかしいのではないか。
- (事務局) A型は障がいのある方と作業所が契約を結んで就労するもの、B型は契約を結ばずに就労するものをいうが、御指摘のとおり、高松市ではB型が多い状況である。これはB型の方が障がい者にとっては就労しやすいためと考えている。
- (A委員) その考えは逆であり、運営側がB型の方が運営しやすいだけである。B型は工賃だけを払えば良いが、A型は最低賃金を払わないといけない。利用者が行きたいのは最低賃金をもらえるA型であるはずだ。A型は数年前に規制がかかり少なくなっている。運営が簡単であるためB型が増えているだけで、全国的にA型を増やしていかないといけない。いまの回答だと認識が違う。A型の作業所を増やすことについて、市も前向きに考えていただきたい。
- (B委員) 今回の障がい者プランは、既に作成されているので、次回の障がい者プランを作成するときに反映をさせていく。今回の障がい者プランでは、目標設定数値がA型とB型を比較して、明らかにB型の数の方が多いので、この点についてもう少し前向きなものが出てくるのではということだが、事務局はどのように考えるのか。
- (事務局) 次回の障がい者プランにおいてということか。
- (B委員) 今回の障がい者プランの目標設定数値はすでに決まっているので、

会議の経過及び結果

進捗状況の報告の際に、市からの前向きな発言や助言などがあれば良いのではないかと。

(事務局) 障がい者プランの計画変更になるのであれば検討させていただきたい。B型に通っている方の中でも向上心のある方は、B型を安定的に利用できるため、次はA型や一般就労を試してみようという方も多くいる。モニタリングを通して障がい者の方のやる気を最大限引き出せるよう、計画相談の方と連携していきたい。

(C委員) 資料1-5の障害児通所支援の「放課後等デイサービス」の利用人数が増加傾向にある点について。子どもさんが早期に療育を受けれることは良いことなのだが、現状としては、一人ひとりに計画支援相談員をつけなければならない、その計画支援相談員が不足している。新たに新規で受け入れることができる事業所がない状況である。今後一人ひとりに相談員をつけていくことが危機的状況になっている。

(B委員) 放課後等デイサービスの利用人数の増加について、市はどのように考えているか。

(事務局) 利用人数の増加については、サービスを受けるべき人が受けられているということなので、望ましいことだと考えている。ただ、計画相談に限らず、支援する側の人材を確保するのが難しいという現状は認識しているので検討していきたい。

(事務局) 計画相談の部会で、計画相談のバックアップについて話をしたところである。計画相談は制度が複雑なので、見やすいホームページの書き方などを説明した。計画相談の負担が少しでも軽くなるように自立支援協議会や基幹相談支援センターと連携してバックアップをしていきたい。

(B委員) 相談できる事業所が少ないというのは、担い手が大変なので、どのようにしていけばいいのか、検討を重ね、解決の方法を見つけていきたい。

会議の経過及び結果

(D委員) A型は最低賃金がもらえて、B型は工賃がもらえる。生活介護は、540円しかもらえない。できる人もいるし、できない人もいるので、できる人についてはもう少し考えてもらいたい。また、65歳になると、作業所に通所できないと聞いたが、どうなのか。

(事務局) 就労継続支援B型については一般就労が困難な方に対して提供されるサービスで、国の事務取扱要領では50歳に達している方との示しはあるが、上限年齢は定められていないので、支給決定を妨げるものではない。しかしながら、一般的に65歳が定年といわれていることから、そこも考慮しながら、事業者と相談員で相談してもらい、こちらも支給決定を行っている実情である。

(B委員) 今後障がい者プランの中にも高齢化問題を反映させていく必要がある。

(E委員) 市の医療的ケア児に対する対応については、保護者や該当児へのサポートや、様々な学校行事の対応をしていただいたり、教育相談の回数も増えてきており、有り難く思っている。今後懸念しているのは、特別な支援を要する子どもが増えている中で、市立小学校においても、特別支援学校相当の重度の障がいを持つ子どもの入学が増えることが想定される。その子どもたちの学校生活に対応するような、施設面でのサポートも必要になってくるのではないかと考える。教育委員会総務課と連携して、施設面のサポートをお願いしたい。

(B委員) 福祉教育システムの構築は、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ場を目指すべきという趣旨である。一昨年国連から日本に対し、福祉教育を進めないといけないという勧告があり、文科省は返答している。今後重度の障がいのある子どもを地域の学校で学ばせたいという保護者が増えてくるのではないかということだが、その点について事務局から何かあるか。

(事務局) 重度の障がいのある子どもを地域の学校に通わせたいと望む保護者の方が増えてきている。お金をかけて整備をするのが一番だが、費用の調達が難しい場合もあるので、そういった場合には、2階に行くことが厳しいお子さんがいる場合は1階で授業を受けることができるよ

会議の経過及び結果

うにするなど、現状の施設でできることを工夫しながら、校長、教頭と相談して、過ごしやすい環境づくりをしていかなければならない。また、医療的ケア児も増えてきていることから、そういった子どもの支援をするために、総合教育センターでも予算面や医療従事者の派遣などを行っていくなど、御意見をいただきながら必要な支援の拡充を図っていきたい。

(B委員)

子どもの数は減っているのに、不登校の子どもの数は増えており、その中でも発達障がいのある子がかなり含まれている。総合教育センターで不登校対応の対策はしているが数が限られている。市内に不登校の子どもが1,500人くらいいるはずなのに、実際にケアしているのは100人くらいしかいない。後の1,400人の対応はできていないのでは。今後も障がい者プランを作成していく中でそういったことも検討していかなくてはならない。

(F委員)

高松市社会福祉協議会では、令和2年度から市から委託を受けて成年後見制度の中核機関として相談を受けたり、周知啓発を行っている。周知啓発については、だんだんと広まっている感覚があり、相談件数も月40～50件ほどある。相談内容は、成年後見に限らず、家庭内全般に課題があった方が多い。成年後見が必要かどうかの見極めもそうだが、世帯に何が課題なのか中核機関として相談を受けている。財産管理に限らないということになると関係機関との連携が必要になっている。障がいを持つ子どもさんを持つ御両親から、自分たちが亡くなった後どうしたらいいかなどの未来を見据えての相談も増えてきた。そういった場合は、支援制度や相談機関の情報をきちんと伝え、安心したと言って帰られる方も多い。権利擁護センターとしては今後も本人の意思決定支援、権利擁護の充実の2本柱で障がい者から高齢者の方までを支援していかなければならない。知識があり、内容もよく知った方が相談に来られる。対応するためには、職員のスキルアップが必要である。皆様の御知恵や御協力をいただきたい。

(事務局)

成年後見制度については、非常にニーズが高まっている状況である。行政として何ができるかについては、非常に難しい問題であるが、市民後見人の充実をさせていかなくてはならないと認識している。

会議の経過及び結果

- (G委員) 資料1-2の「高松市の障がい者の職員採用」の数値について、令和5年度実績は2.35%だが、地方公共団体の法定雇用率は2.6%、今年度からは、2.8%になっており、不足している状態である。人数でいうと9人で、一時は不足の解消はしたものの、定着が難しいようである。国等に就職した方を支援する専門のサポーターがいるので、ぜひ利用し、法定雇用率を達成できるようにしていただきたい。
- (B委員) 対策として、障がい者の施設に募集要項を配布したり、積極的な声掛けで増やそうとしているが、定着を図るために市として考えていることはあるか。
- (事務局) 採用については、正規職員と会計年度任用職員の2つの枠がある。募集人数は会計年度任用職員が多い。その定着率が低い。これは障がいのある方に限った話ではなく、会計年度任用職員の方が離職率が高い傾向がある。理由は様々だが、それが心のケアの問題である場合は、人事課に保健師がいるので、そちらが支援をしている。また、障がい者であれば、所属の方で合理的配慮が必要であることから、所属長が気にかけていかなければならない。
- (D委員) 障がいのある知人が民間企業に5・6年勤めているが、なかなか周囲に理解してもらえず、挨拶もできない状況で困っている。理解してくれる人がなかなかいないのだと思う。
- (B委員) 周囲の理解がないと定着は難しい。市の職員について、障がいのある人に対する理解の啓発などは行っているのか。
- (事務局) 市の新規採用職員研修で行っている。
- (B委員) 市全体での研修は行っていないのか。
- (事務局) 職員の情報ポータルにおいて、周知する機会はある。
- (H委員) 資料1-3の障がい児支援の提供体制の整備等について、児童発達支援センターの設置数が2か所となっているが、こういった事業所は、

会議の経過及び結果

市独自で、設置することはできないのか。

(事務局) 基本的には、法人が申し出るものである。

(H委員) 発達障がい児が増加しているので、その受け皿があれば助かると思うが。

(事務局) この部分については、必ずしも障害者手帳を取得する必要はなく、診断があればサービスにつなげることができる。市の事業所数については増えており、実際の施設のひっ迫率は100を下回っているので、事業所を選ばないのであれば、サービスにはつながることのできる状況である。

(I委員) 公共交通機関として障がいのある方のお出掛けの機会を奪うことはつらいことである。地震や津波を想定して、2024年は、電車を実際に止めて、通学で使っている電動車いすの利用者に協力してもらい、ホームではないところから抱きかかえて下におろして、指定の避難スペースまで移動するという訓練を行った。実際にやってみると最短コースを選ぶと、塀の高さなど障壁があり、色々と気づかされるが多かった。事業所目線で作ってしまうと、事業所の自己満足のバリアフリーになってしまうので、実際に何を求められているのかを理解して万が一に備えることが重要である。

(J委員) 1つ目に、精神障がいのある方で農業を希望する方がいて、農業とのパイプが強い事業所があればいいなと思う。農業だったら、という利用者さんは他にもいる。農福連携を進めてほしい。

2つ目に、ヘルプカードが実際に知っている人が少ないという話を聞くので、駅にポスターはあるがそれ以外にも周知を促進してはどうか。

3つ目に、地域活動支援センターで、公認心理士と心理教育について学んでいて、このようなことを小学校でも学べたらよかったという声を聞くので、小中学校でも心理教育の場を広げてもらえたらいいのでは。

(B委員) ヘルプカードの周知啓発について、これ以上の周知啓発は難しいのか。

(事務局) 今年度もヘルプカードについて周知は行っているが、健常者の方に

会議の経過及び結果

- (事務局) なかなか届かないというのは実感している。広報活動について苦戦しているので、何か御意見をいただければありがたい。
農福連携については、すでに取り組んでいる。やることは決まっているが、農福それぞれの課題があり、それを整理している段階なのでもう少ししばらくお待ちいただきたい。
- (I 委員) 公共交通機関の中にヘルプカードのポスターは掲示しているので、電車利用の方は御存知だと思う。
- (K 委員) 障がい者団体が存続の危機に陥っている。高齢化もあり、分会も、分会長ができなくなり、消滅してしまっている。今後どのように協会を運営していけばいいのか。
- (B 委員) 障がい者の団体の維持については、今後の懇談会で話し合っていく。
- (L 委員) 気分障害と自閉症がある人と交流している。うつ病学会の精神科医から、「医療者や治療者からの不安や不満に対するアドバイスは上から目線であることある。当事者同士だと共感し、また実体験で語られることが、本人の回復に有効だ。」という話を聞いた。高松市では、未成年への支援もしており、また、ハローワークでは障がい者に対する出張相談などがあり、有り難い。大人になってから障がいに気づき、なかなか福祉とつながることができない方などの当事者会で力になれるよう活動しており、今後も学んでいきたい。
- (M 委員) 障がい者プランをはじめ、障がいのある方に関する施策はたくさんあるが、実際に地域の中、現場までは、降りてきておらず、あまり知られていない。生活介護の現場では人手不足であり、障がいがある人と関わるのが不安であったり、興味がないという人もいる。そういった人についても巻き込んでいけるよう、現在地域改革に取り組んでいる。実際に体験することで、価値転換をしてもらいたいと考えている。私自身の活動として、現在様々なところに協力を仰いでおり、例えば、車いすを利用している方が海に行けるように、砂浜に木工のレールを作ってみたりした。実際に走らせてみると、砂浜はガタガタなので、板が傾いて車いすごとひっくり返りそうになったので改良の余地があ

会議の経過及び結果

るなという話にはなったが、このように、目的を共有して体験することで、障がいがある方との関わりについて不安に思っていたが、実はそうではなかった、という価値転換を図っていきたい。

行政は障がい者プランの策定や、制度に関する指摘なども行う立場なので、現場の事が分からないまま施策の話し合いをするのではなく、現場に出向いてもらえると、違った見方もできるのではないかと。

(事務局)

昨日も実際に児童発達支援事業所と放課後等児童デイサービスの事業所の計3か所の見学に行った。三者三様で運営されており、保護者の方ともお話しして、気づきがあったので、今後も現場目線で対応していきたい。

施策の展開に当たっては、皆様からの意見はいただくが、障がい者目線で十分把握できていないこともあるので、各支援団体と連携しながら行っている。

(B委員)

ここでしっかり検討し、現場の意見も吸い上げて、高松に生まれてよかったといってもらえるよう進めていってほしい。

議題(3) その他

- ・資料2及び資料3の説明

(資料2 みんなで取り組む障害者差別解消法)

(資料3 障がいのある方をサポートするときの災害対応のてびき)

- ・資料4「令和5年度 障がいのある人のコミュニケーション手段の理解・啓発ポスターコンクール」入賞作品の紹介
- ・「広げよう手話の輪プロジェクト」入賞作品の紹介

意見なし